

からしん事業者カードローンカード規定

第1条（カードの利用）

上記カードローンカード（以下「ローンカード」といいます）は、当金庫の現金自動預入支払機・現金自動支払機等（以下「支払機」といいます）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」という）、および支払機または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

第2条（支払機による払戻し）

- (1) 支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作して下さい。この場合払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫が定めた範囲内とします。

第3条（臨時のご返済）

- (1) 支払機を利用して臨時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し操作して下さい。
- (2) 支払機による臨時のご返済は1千円単位で、当金庫が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機を利用しないで臨時のご返済をするときには、当金庫本支店の窓口でローンカードを呈示し金庫所定の入金票を記入することによりご返済できます。

第4条（支払機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しまたは返済することができます。
- (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の借入請求書に記入のうえ、ローンカードとともに提出して下さい。

第5条（通帳・ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) 通帳・ローンカードを紛失したときまたは氏名、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出て下さい。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳・ローンカードを紛失した場合の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第6条（暗証番号照合等）

- (1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払戻しをした場合にはローンカードまたは暗証番号に偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そ

のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 窓口においてローンカードおよび暗証番号を確認のうえ、払戻した場合には前項と同様とします。

第7条（解約等）

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却して下さい。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当金庫に返却して下さい。

第8条（譲渡、質入等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第9条（通帳・ローンカード発行手数料）

通帳・ローンカードの発行、再発行に当っては、当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、からしん事業者カードローン当座貸越契約書及びキャッシュカード規定の各条項によります。

第11条（規定の変更）

- (1) 信用金庫は、法令変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- (2) 信用金庫は、第1項の変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

(令和2年4月1日版)